

議事要旨(2) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、企業結合に関連する会計基準等については無形資産に関する部分も含めて、次回の委員会で公表を議決する予定であることが説明された。引き続き、小堀専門研究員及び小林（正）研究員より、「企業結合に関する会計基準（案）」、「連結財務諸表に関する会計基準（案）」、「事業分離等に関する会計基準（案）」、「持分法に関する会計基準（案）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」について、コメントを受けた文案の修正内容に関する説明がなされた。事務局からの説明の後、次のような質疑応答が行われた。

（段階取得において、個別財務諸表は従来通りの取扱いとすることについて）

何人かの委員から、次のような意見が出された。

- ・ 前回の委員会でも述べた通り、連結財務諸表と個別財務諸表とで異なる取扱いをすることは、適切な情報開示がなされないため反対である。
- ・ コンバージェンスの観点から連結財務諸表については異なる取扱いをするという整理でよいと考える。
- ・ 連結会計基準第10項において、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成するという個別財務諸表準拠性の考え方が定められている。段階取得において連結財務諸表と個別財務諸表とで異なった取扱いをするのであれば、また今後連結先行の考え方が進むのであればなおさら、この定めを残しておく必要はないのではないか。

これらに対し、事務局側からは、段階取得については連結財務諸表を作成しない場合の一定の注記を定めており、異なる取扱いをしたとしても、こうした情報の開示によって比較を行うことが可能であると考えられること、合併の場合も株式交換と同じように、連結財務諸表と個別財務諸表とで異なる取扱いをするとの回答がなされた。また参考情報ではあるが、連結先行の議論を行っている企業会計審議会の企画調整部会においても、連結会計基準第10項は、現行の連結原則を踏襲した一般的な定めであり、「基礎として作成する」という表現まで変える必要はないのではないかといった議論がなされているとの回答がなされた。

（適用初年度の取扱いについて）

専門委員会での指摘を受けて、企業結合関連の基準の適用初年度においては、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として影響額を注記することが必要となるが、その影響額を算定することが実務上困難なときには、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由を注記するかどうかという説明について、何人かの委員から、次のような意見が出された。

- ・ 実務上は、影響額を算定することが困難な状況も想定しうることから、このような定めを追加することには賛成である。

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ・ 企業結合は個別ごとの案件であり、会計基準を継続的に適用している場合とは性質が異なるものである。影響額の注記を強制しないという配慮は残すべきであると考え。

これらに対し、事務局側からは、この部分の記載は専門委員会での指摘を受けて、四半期会計基準を参考にして追加したものであり、実務的な観点からはこうした記載は必要と考えられるのではないかと回答がなされた。

(少数株主損益調整前当期純利益の表示について)

何人かの委員から、次のような意見が出された。

- ・ 今回の見直しに少数株主損益調整前当期純利益の表示を含めることは、タイミング的に問題があるのではないか。
- ・ この議論は、財務諸表の表示に関する検討を経てから、採り上げるべきであると考え。
- ・ 少数株主損益調整前当期純利益は、投資家が分析をする上で有用な情報であると考えられるため、この情報を新たに表示することに賛成である。

これらに対し、事務局側からは、当該項目の表示を新たに求めることとした理由の記述を更に充実するなどの検討を行う旨の回答があった。

(負ののれんの会計処理について)

ある委員から、次のような意見が出された。

- ・ 負ののれんは、すべての識別可能資産及び負債が把握されているか、またそれらに対する取得原価の配分が適切かどうかを見直した上で、発生した事業年度の利益として認識されることとされている。コンバージェンスの観点から、この会計処理自体は理解できるものの、特に先行きが不透明な最近の経済情勢から考えると、利益として計上するための確定要件を満たしていないような場合にも、利益として認識される可能性があるのではないかということ懸念している。

これに対し、事務局側からは、基準案に記載の通り、負ののれんが見込まれる場合には取得原価の配分の適切性を見直す必要があると定めているが、負ののれんの利益認識に関する上記ご懸念についても、共有しているとの回答がなされた。

以 上